

Ⅱ. 中国における商標の周知性による保護の在り方に関する調査

1. 研究の目的

本研究は、中国における商標の保護の在り方について、商標の周知性（知名度）によって保護範囲が異なるか実務における実際の審判や判決など状況を調査・分析することで明らかにし、実態を把握することを目的とした。

2. 調査範囲

訴訟事件データベース¹を利用して、商標周知性（知名度）に関する商標民事訴訟と行政訴訟を調査対象とした。

（1）民事訴訟（検索結果 1571 件の内容を確認し、対象とする 1365 件を抽出した）

民事事件において、著名商標の保護に関して、主に商標権侵害（未登録商標、多類別保護）、商号の冒認による不正競争等が含まれる。その法的根拠は、主に商標法第 13 条である。また、著名商標に関する事件ではないが、普通の商標侵害事件では、商標の知名度に関する事件も本件の調査対象とする。具体的には、判例データベースで「民事判決」を選択し、判決期間として「2017 年 7 月～2019 年 6 月」（最近の 2 年間）を設定し、かつ、「知名度」をキーワードとして検索する。

そのうちの発効判決、つまり 2 審判決と再審判決を調査・検索し、これらの検出した案件らに対し、商標保護の際に、知名度の考慮があるかどうかを確認し、本件調査目的に合う対象に該当するかどうかを、人力で一々確認したうえ、検出した情報を元データに収録する。

（2）行政訴訟（検索結果 2828 件の内容を確認し、対象とする 1506 件を抽出した）

行政事件において、知名度を有する商標へ冒認出願及びそれにより生じた審決取消訴訟等が含まれると考えられ、その法的根拠としては、主に商標法第 13 条及び第 32 条である。商標法第 15 条、第 44 条 1 項も含まれる可能性がある。具体的には、判例データベースで「行政」、「判決」を選択し、判決期間として「2017 年 6 月～2019 年 6 月」（最近の 2 年間）を設定したうえ、「商標法第 13 条・第 15 条・第 32 条・第 44 条第 1 項」をそれぞれキーワードとして検索し、1 審事件、2 審事件、再審事件に分類する。同じ事件で同時に複数の条項を主張するケースを考慮して、重複の事件を排除する。

検出した案件らに対し、知名度を有する商標に対する冒認出願に該当するかどうかを、人力で一々確認したうえ、検出した情報を元データに収録する。

¹ 知産宝「IPhouse」及び威科先行「wkinfo」。

(3) 調査分析の内容

元データに基づき、表 ii の分析項目に関するデータを収集・整理して調査分析データを作成する。

〔表 i -1〕 民事訴訟事件元データ

	項目	備考
1	訴訟の分類	民事訴訟事件
2	発効判決	民事訴訟事件：「2 審判決」、「再審判決」に分類。
3	判決番号	判決番号を明記。
4	裁判所名	裁判所名を明記。
5	受理日	同審理法院に受理された年月日を明記する。例えば、2 審判決の場合、2 審の受理月日を記載。
6	判決日	判決年月日を明記。
7	商標番号	対象となる商標の商標出願番号または商標登録番号を明記する。未登録の著名商標の場合は「未登録」と明記。
8	商標の登録日	対象商標の登録日を記載。
9	商標	商標を明記。
10	商標の 指定商品・役務	商標の指定商品・役務を明記する。指定商品等が複数の場合、「 」符号により分けて記載。未登録の著名商標の場合、裁判所が認定した馳名である分野や商品などを記載。
11	商標の指定商品・ 役務の区分	商標の指定商品・役務の区分を明記する。区分が複数の場合、「 」符号により分けて記載。
12	被疑侵害標識	被疑侵害標識を明記。
13	被疑侵害標識の使用 商品と使用方式	被疑侵害標識は、どの商品で使用されるか、どの方式で例えば、商品名、企業名称などとして使用されるか、記載。
14	当事者名	原告と被告の当事者名をそれぞれ明記する。原告または被告が複数人の場合、「 」符号により分けて記載。【例】「企業 A 企業 B 企業 C」
15	当事者属性 1(法人/ 自然人/その他)	当事者を自然人、法人、その他(大学、研究機関など)、個人経営者に分類。
16	当事者属性 2 (国籍)	当事者の国籍をその当事者の住所に基づいて明記。原告または被告が複数人の場合、対応する国籍を「 」符号により分けて記載し、項目 14 の当事者名と 1 対 1 で対応させる。【例】(企業 A は中国企業、企業 B は米国企業、企業 C は中国企業の場合)：「中国 米国 中国」
17	当事者属性 3 (投資元の 企業の国籍)	当事者が法人の場合、その法人の投資元の企業の国籍を工商情報データに基づき明記。 1. 原告または被告が複数人の場合、対応する投資元の国籍を「 」符号により分けて記載し、項目 14 の当事者名と 1 対 1 で対応させる。【例】(企業 A は中国資本、企業 B は米系、企業 C は日系の場合)「中国 米国 日本」

	項目	備考
		2. 中外合資企業は、外資の割合にかかわらず、投資の外商国籍に基づき記載。 3. 外商単独資本企業は、投資の外商国籍に基づき記載。
18	当事者属性 4 (企業規模)	当事者が法人の場合、大企業と中小企業に分類。 1. 大企業、中小企業の区分については、工商情報データに基づいて以下のとおり分類。 大企業：登録資本資金 5000 万人民币元以上 中小企業：登録資本金 5000 万人民币元以下 2. 工商情報では、中国企業（中資企業、中外合資（現地法人）、外商単独資本（現地法人））の登録資本金しか記載されていないので、登録資本金による区分は、中国企業に限り、外国企業では空白とする。
19	商標のタイプ	商標のタイプを漢字商標、英語商標、図形商標、組み合わせ商標、その他の商標 ² など商標構成に分類。
20	適用規定	規定の名称を明記。
21	根拠条文	根拠条文を明記。条文が複数の場合、「 」符号により分けて記載。
22	周知性（知名度）に関する証拠	商標権者が提出した知名度に関する証拠の状況 1. ～5. について記載。 1. 関連する公衆の当該商標を知っている程度。 2. 当該商標の継続的使用期間。 3. 当該商標の如何なる宣伝業務の継続期間、程度及び地理的範囲。 4. 当該商標の著名商標としての保護を受けられた記録。 5. 当該商標の著名となるその他の要素。 記録では、①業界のランキング関連報道、②市場調査報告、③市場価値評価報告、④販売契約、⑤販売領収書、⑥税金納付証明、⑦財務報告、⑧商標登録情報、⑨新聞雑誌等の広告報道、⑩図書館検索報告、⑪ネット報道又は検索情報、⑫広告契約、⑬広告領収書、⑭受賞情報、⑮本省で周知商標と認められた記録、⑯著名商標と認められた記録、⑰模倣された事例、⑱その他（詳細）という標記で記入。
23	周知性（知名度）の判断結果と理由	知名度を有するかどうかの判断結果、判断要素（判決書で記載があった場合）記載。判断結果は、①著名商標に該当する、②一定的な周知性を有する、③周知性が認められない。
24	類否性判断結果と知名度認定の影響	同一、類似、非類似の結果を記載すると同時に、判断要素に知名度の記載がある場合は、関係理由を記載。
25	侵害判断結果と知名度認定による影響	侵害となるかどうかの結果記載、判断要素に知名度の記載がある場合は、関係理由を記載。
26	損害賠償結果と知名度認定による影響	損害賠償の有無、金額を記載、賠償金を判定する際の考慮要素で、知名度の提示があれば、関係理由を記載。

² 立体商標と音声商標等が含まれる。

〔表 i-2〕 行政訴訟事件元データ

	項目	備考
1	訴訟の分類	行政訴訟事件
2	キーワードで分類	キーワード「商標法第 13 条・第 15 条・第 32 条・第 44 条」
3	発効判決	行政訴訟事件：「1 審事件」、「2 審事件」、「再審事件」に分類し、その後、重複の事件を排除。
4	判決番号	判決番号を明記。
5	裁判所名	裁判所名を明記。
6	受理日	同審理法院に受理された年月日を明記。
7	判決日	判決年月日を明記。
8	商標番号	対象となる引用商標の商標出願番号または商標登録番号を明記する。未登録の著名商標の場合は「未登録」と明記。
9	引用商標	商標を明記。
10	引用商標の指定商品・役務	商標の指定商品・役務を明記。指定商品等が複数の場合、「 」符号により分けて記載。未登録の著名商標の場合、裁判所が認定した馳名である分野や商品などを記載。
11	引用商標の指定商品・役務の区分	商標の指定商品・役務の区分を明記する。区分が複数の場合、「 」符号により分けて記載。
12	被疑冒認出願商標	被疑冒認出願商標を明記。
13	被疑冒認出願商標の指定商品・役務	商標の指定商品・役務を明記。指定商品等が複数の場合、「 」符号により分けて記載。
14	被疑冒認出願商標の指定商品・役務の区分	商標の指定商品・役務の区分を明記。区分が複数の場合、「 」符号により分けて記載。
15	当事者名	原告と第三者の当事者名をそれぞれ明記。原告または第三者が複数人の場合、「 」符号により分けて記載。【例】「企業 A 企業 B 企業 C」
16	当事者属性 1 (法人/自然人/その他)	当事者を自然人、法人、その他(大学、研究機関など)、個人経営者に分類。
17	当事者属性 2 (国籍)	当事者の国籍をその当事者の住所に基づいて明記。原告または被告が複数人の場合、対応する国籍を「 」符号により分けて記載し、項目 15 の当事者名と 1 対 1 で対応させる。【例】(企業 A は中国企業、企業 B は米国企業、企業 C は中国企業の場合)：「中国 米国 中国」
18	当事者属性 3 (投資元の企業の国籍)	当事者が法人の場合、その法人の投資元の企業の国籍を工商情報データに基づき明記。 1. 原告または被告が複数人の場合、投資元の国籍を「 」符号で分けて記載し、項目 15 の当事者名と 1 対 1 で対応させる。【例】(企業 A は中国資本、企業 B は米系、企業 C は日系の場合)「中国 米国 日本」 2. 中外合資企業は、外資の割合にかかわらず、投資の外商国籍に基づき記載。

	項目	備考
		3. 外商単独資本企業は、投資の外商国籍に基づき記載。
19	当事者属性 4 (企業規模)	当事者が法人の場合、大企業と中小企業に分類する。 1. 大企業、中小企業の区分については、工商情報データに基づいて以下のとおり分類。 大企業：登録資本資金 5000 万人民币元以上 中小企業：登録資本金 5000 万人民币元以下 2. 工商情報では、中国企業（中資企業、中外合資（現地法人）、外商単独資本（現地法人））の登録資本金しか記載されていないので、登録資本金による区分は、中国企業に限り、外国企業では空白とする。
20	商標のタイプ	商標のタイプを漢字商標、英語商標、図形商標、組み合わせ商標、その他の商標など商標構成に分類。
21	適用規定	規定の名称を明記。
22	根拠条文	根拠条文を明記。条文が複数の場合、「 」符号により分けて記載。
23	周知性（知名度）に関する証拠	提出した知名度に関する証拠の状況 1. ～5. について記載。 1. 関連する公衆の当該商標を知っている程度。 2. 当該商標の継続的使用期間。 3. 当該商標の如何なる宣伝業務の継続期間、程度及び地理的範囲。 4. 当該商標の著名商標としての保護を受けられた記録。 5. 当該商標の著名となるその他の要素。記録では、①業界のランキング関連報道、②市場調査報告、③市場価値評価報告、④販売契約、⑤販売領収書、⑥税金納付証明、⑦財務報告、⑧商標登録情報、⑨新聞雑誌等の広告報道、⑩図書館検索報告、⑪ネット報道又は検索情報、⑫広告契約、⑬広告領収書、⑭受賞情報、⑮本省で周知商標と認められた記録、⑯著名商標と認められた記録、⑰模倣された事例、⑱その他（詳細）という標記で記入。
24	周知性(知名度)の結果と判断理由	知名度を有するかどうかの判断結果、判断要素（判決書で記載があった場合）を記載。判断結果は、①著名商標に該当する、②一定的な周知性を有する、③周知性が認められない。
25	類否判断結果と知名度認定による影響	同一、類似、非類似の結果を記載すると同時に、判断理由に知名度の記載がある場合は、関係理由を記載。
26	侵害結果と知名度認定による影響	先行権利への侵害となるかどうかの結果記載、判断理由には、知名度の提示があれば、関係理由を記載。

〔表 ii〕 調査分析

	分析項目	備考
1	当事者属性分析	〔表 i-1〕の項目 14～18、〔表 i-2〕の項目 15～19 をベースに、 ・当事者属性 A（自然人、企業、個人経営者、その他） ・当事者属性 B（大企業、中小企業） ・当事者属性 C（国籍。表 i-1 の場合は項目 16 の国籍、表 i-2 の場合は項目 17 の国籍を使い、表 i-1 の項目 16 の国籍が不明の場合は表 i-1 項目 17 の国籍、表 i-2 の項目 17 の国籍が不明の場合は表 i-2 項目 18 の国籍を使う。 また、事件数トップ 15 の国を分析し、トップ 15 に日本がない場合は日本を追加する。） 【例 表 i-1 の場合】 ・項目 16 が中国で、項目 17 も中国→国籍は中国 ・項目 16 が中国で、項目 17 が不明→国籍は中国 ・項目 16 が中国で、項目 17 が日本→国籍は日本 ・項目 16 が日本で、項目 17 が不明→国籍は日本
2	周知性(知名度)判断する商標の指定商品・役務分析	〔表 i-1〕の項目 10、23 ベースに、〔表 i-2〕の項目 10、24 ベースに周知性(知名度)判断する商標の区分ごとの件数と割合を算出する。同一事案で複数の審級があっても 1 件としてカウントする。また、周知性(知名度)判断する商標の区分ごとの周知性(知名度)判断結果を件数と割合を権利付与段階及び権利行使段階ごとに算出する。
3	周知性(知名度)判断する商標のタイプ分析	〔表 i-1〕の項目 19、23 ベースに、〔表 i-2〕の項目 20、24 ベースに、周知性(知名度)判断する商標のタイプごとの件数と割合を算出する。また、周知性(知名度)判断する商標のタイプごとの周知性(知名度)判断結果を件数と割合を権利付与段階及び権利行使段階ごとに算出する。
4	周知性(知名度)判断の根拠規定の分析	〔表 i-1〕の項目 22、23、〔表 i-2〕の項目 23、24 をベースに周知性(知名度)判断の証拠の状況ごとの件数と割合を権利付与段階及び権利行使段階ごとに算出する。同一事案で複数の審級があっても 1 件としてカウントする。
5	商標の周知性に関する判断理由	裁判所が周知を判断する理由を分析する。商標の登録期間、裁判所が周知を判断した事件で、採用した証拠の分類状況。裁判所が知名度を認定しない場合、理由の分類、周知性の認定情状に基づき、各種類の証拠の出現回数を統計する。
6	商標の周知性による保護内容の差の分析	知名度を認定した事件、と認めない事件で、侵害判断結果の差異、賠償額の差異について分類、分析する。

(4) 調査結果

(i) 当事者属性との著名商標の関係

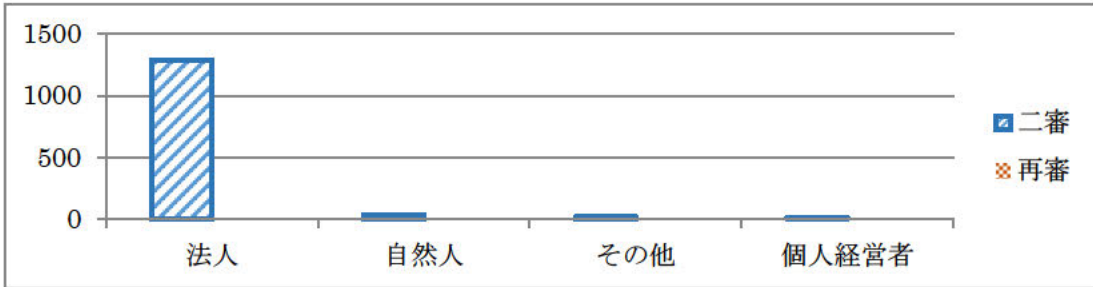
①属性 A（企業、自然人、その他、個人経営者）

(a) 商標民事訴訟法案件

表 1-1-1 商標民事訴訟案件についての原告属性別の件数

原告	件数	
	2 審	再審
属性		
法人	1291	4
自然人	34	1
その他	19	0
個人経営者	14	0

図 1-1-1 商標民事訴訟案件について原告属性別の案件数

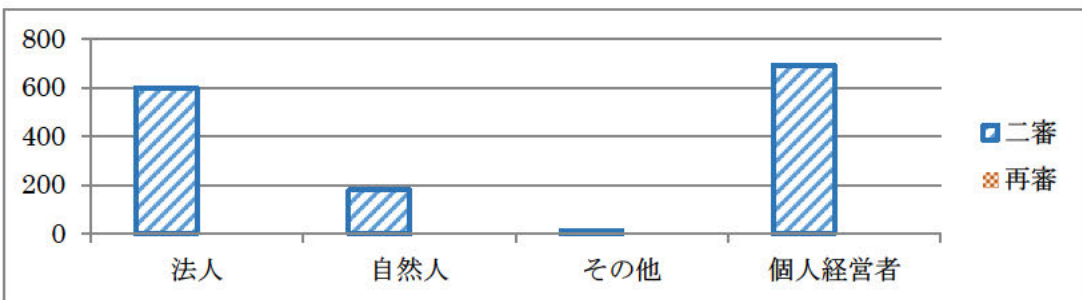


商標民事訴訟案件についての原告は、約 95%が法人（企業）であった。

表 1-1-2 商標民事訴訟案件についての被告属性別の件数

被告	件数	
	2 審	再審
属性		
法人	599	5
自然人	180	0
その他	14	0
個人経営者	693	0

図 1-1-2 商標民事訴訟案件について被告属性別の案件数



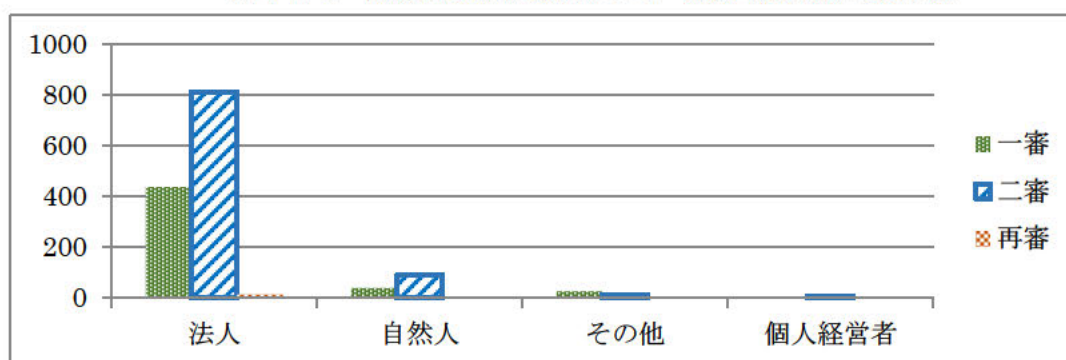
商標民事訴訟案件についての被告は、個人経営者、法人（企業）であり、全体の約 9 割を占めた。

(b) 商標行政訴訟案件

表 1-2-1 商標行政訴訟案件についての原告属性別の件数

原告	件数		
属性	1 審	2 審	再審
法人	438	814	15
自然人	40	91	2
その他	26	15	2
個人経営者	6	7	0

図 1-2-1 商標行政訴訟案件について原告属性別の案件数

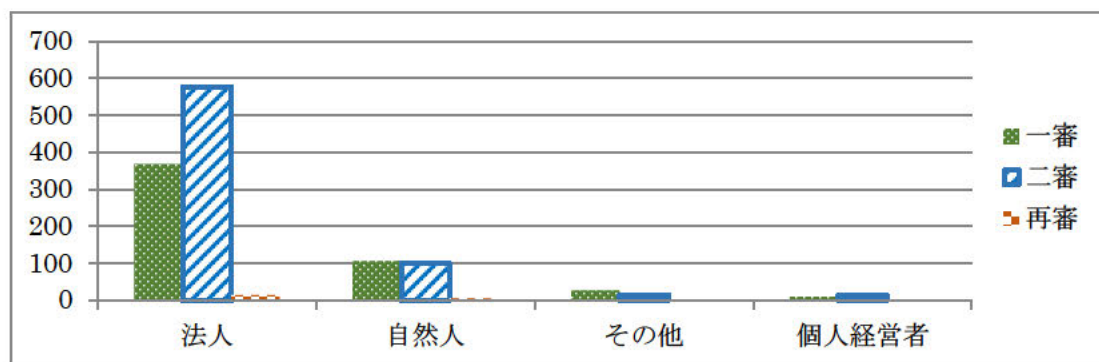


商標行政訴訟案件の原告の約 9 割が法人（企業）であった。

表 1-2-2 商標行政訴訟案件についての第三者属性別の件数

第三者	件数		
属性	1 審	2 審	再審
法人	368	577	14
自然人	106	100	5
その他	27	15	0
個人経営者	10	15	0

図 1-2-2 商標行政訴訟案件についての第三者属性別の件数



商標行政訴訟案件の第三者の約 8 割は法人（企業）であった。

②属性B（大企業、中小企業、渉外企業）

(a) 商標民事訴訟法案件

表 2-1-1 商標民事訴訟案件についての原告規模別の案件数

原告	件数	
属性	2 審	再審
大企業	857	2
中小企業	364	1
渉外企業 ³	347	1

著名商標の民事訴訟案件の原告の企業規模は、大企業、中小企業であり、全体の約 8 割を占めた。

表 2-1-2 商標民事訴訟案件の被告規模別の案件数

被告	件数	
属性	2 審	再審
大企業	131	3
中小企業	809	2
渉外企業	23	0

商標民事訴訟案件の被告は、大部分は中小企業の規模であり、全体の約 8 割を占めた。また外国当事者が中国を訴訟管轄地としてきた傾向も見られた。

(b) 商標行政訴訟案件

表 2-2-1 商標行政訴訟案件についての原告規模別の案件数

原告	件数		
属性	1 審	2 審	再審
大企業	123	246	6
中小企業	126	340	4
渉外企業	77	278	5

商標行政訴訟案件について、原告企業規模では訴訟案件数に差は少ない。

表 2-2-2 商標行政訴訟案件についての第三者規模別の案件数

第三者	件数		
属性	1 審	2 審	再審
大企業	117	205	6
中小企業	184	223	9
渉外企業	62	98	2

商標行政訴訟案件について審決に不服とする一方は、大企業、中小企業が同等の案件数であった。

³ 渉外企業とは、その国籍又は投資元には中国本土以外の主体が含まれる企業と指す。

(ii) 周知性(知名度)と商品・役務の関係

周知性が認定され、且つ、類否性判断に影響がある場合、「認定」として集計し、周知性の有無が類否性判断に影響がない場合、「非認定」として集計した。

①商標民事訴訟法案件

著名商標に関する商標民事訴訟において、周知性が訴訟の結果に影響を与えた割合は約 1/3 である。(認定件数/(認定件数+非認定件数)。第 33 類(酒)の件数が一番多い。

②商標行政訴訟法案件

著名商標に関する商標行政訴訟において、周知性が訴訟の結果に影響を与えた割合は約 50% である。(認定件数/(認定件数+非認定件数)。各区分でのその割合は、ほぼ同じである。

(iii) 著名商標と商標のタイプの関係

①商標民事訴訟法案件

表 3-1-1 商標民事訴訟案件についてのタイプ別の案件数及び割合

商標のタイプ	件数		割合	
	侵害	非侵害	侵害	非侵害
文字商標	865	37	95.9%	4.1%
図形商標	175	14	92.6%	7.4%
組み合わせ商標	416	45	90.2%	9.8%
その他商標	43	11	79.6%	20.4%

侵害を認められた割合は文字商標が一番高く、図形商標、組み合わせ商標の順に侵害が認められた割合は低くなった。理由としては図形商標及び組み合わせ商標は構成要素が多いため、侵害と認められるためには多面的な証拠が必要とされる可能性が考えられる。その他の商標の中で、立体商標等のような商標は、類似性の主張が認められにくい傾向にあり、商標周知性の主張を認められるためには多くの証拠を収集して提出する必要ではないかと考えられる。

②商標行政訴訟法案件

表 3-2-1 商標行政訴訟案件についてのタイプ別の案件数及び割合

商標のタイプ	件数		割合	
	侵害	非侵害	侵害	非侵害
文字商標	617	258	70.5%	29.5%
図形商標	93	26	78.2%	21.8%
組み合わせ商標	218	101	68.3%	31.7%
その他商標	12	3	80.0%	20.0%

侵害になると判断された割合は民事事件より全体的に低い。その中では図形商標が、侵害が認められた割合が一番高く、文字商標、組み合わせ商標の順に侵害が認められた割合は低い。

(iv) 周知性（知名度）判断の根拠規定

①商標民事訴訟法案件

表 4-1-1 商標民事訴訟案件についての判断理由別の案件数

適応規定	根拠条文	侵害	非侵害
商標法	第 13 条	6	111
	第 57 条	1525	

著名商標に関する商標民事訴訟においては、裁判所は第 57 条を根拠に判決を下している。

②商標行政訴訟法案件

表 4-2-1 商標行政訴訟案件についてのタイプ別の案件数及び割合

適応規定	根拠条文	侵害	非侵害
商標法	第 13 条	283	456
	第 15 条	43	
	第 32 条（旧 31 条）	809	
	第 44 条（旧 41 条）	304	

著名商標に関する商標行政訴訟において、先行権利（32 条、旧 31 条）を根拠に、判断を下した件数が一番多く、その割合は約 50%である。著名商標（13 条）及び不正登録（44 条、旧 41 条）を適用した件数は、各々約 20%である。

(v) 周知性に関する判断理由及び保護内容の差について

①商標民事訴訟法案件における周知性（知名度）が判決に与えた影響

表 5-1-1 商標標識の類似性判断に対する影響

周知性	類似件数	割合	非類似件数	割合
著名商標	52	100.0%	0	0.0%
一定的な影響力のある商標	396	98.1%	8	1.9%
知名度が認められない	30	78.9%	8	21.1%

表 5-1-2 侵害判断に対する影響

周知性	侵害件数	割合	非侵害件数	割合
著名商標	52	100.0%	0	0.0%
一定的な影響力のある商標	395	97.8%	9	2.2%
知名度が認められない	30	78.9%	8	21.1%

上掲の表より著名商標に関する商標民事訴訟において、商標知名度と類似性の判断結果は、正の相関になっていることが考えられる。また、侵害標識が使用される形態は商標と使用される割合が一番高く、次が商号として使用されていた。

民事事件の場合、著名商標に関する立証状況において、著名商標と認められた記録がかなり重要である。著名商標と認められた記録があれば、裁判官の心証に有利な影響を与えることができると考えられる。また、使用状況として受賞情報、新聞雑誌等の広告報道などの証拠も多く提出されていた。

②商標行政訴訟案件における周知性（知名度）が判決に与えた影響

表 5-2-1 商標の類似性判断に対する影響

周知性	類似件数	割合	非類似件数	割合
著名商標	180	96.8%	6	3.2%
一定的な影響力のある商標	403	91.2%	39	8.8%
知名度が認められない	32	38.6%	51	61.4%

表 5-2-2 先行権利への侵害判断に対する影響

周知性	先行権利への侵害になると判断された件数	割合	非侵害になると判断された件数	割合
著名商標	214	89.5%	25	10.5%
一定的な影響力のある商標	463	78.9%	124	21.1%
知名度が認められない	195	46.8%	222	53.2%

著名商標に関する商標行政訴訟において、商標知名度と類似性の判断結果は、正の相関になっていると考えられる。また、商標知名度が認められた場合は、先行権利への侵害になると判断された割合も高い。

行政事件の場合、権利付与の段階で証拠として提出されるものは、新聞雑誌等の広告報道、受賞情報、著名商標などの記録等が多かった。また民事事件に比べ、多岐にわたる情報も証拠とも活用されている傾向があった。

3. まとめ

中国における商標の保護の在り方について、商標の周知性によって保護範囲が異なるか実務における実際の審判や判決など状況を調査・分析することで明らかにした。調査対象は商標周知性（知名度）に関する商標民事訴訟と行政訴訟とした。

まずは当事者属性を3つに分類し、著名商標の位置づけを整理した。当事者の属性は、属性A（企業、自然人、その他、個人経営者）、属性B（大企業、中小企業、涉外企業）、属性C（国籍）とした。

次に周知性（知名度）と商品・役務の関係及び著名商標と商標のタイプの関係について整理し、また周知性（知名度）判断の根拠規定を調査・分析した。

最後に、周知性（知名度）に関する判断理由及び保護内容の差について、類似性判断、侵害判断、損害賠償額等の観点から分析し、権利行使及び権利付与の段階の提出される資料を例示した。